

○議長（菊地恵一君） 五十七番畠山和純君。

〔五十七番 畠山和純君登壇〕

○五十七番（畠山和純君） 本年五月、県は、新しく想定された大津波による浸水域、浸水深を公表しました。これまで、被災地が取り組んできた、まちづくりの基準とは大きく異なる設定によって、安全な土地と考え、新しい住まいを建設した災害防災集団移転団地に暮らす人たちは、自分たちの家が、土地が、新たな浸水域に加わったことに驚き、困惑しております。大津波で大きな被害を被った宮城県では、様々な復興事業が進み、特に、家を失った人たちは、安全な住まいの確保に懸命に努力を重ねてまいりました。私の住んでいた地区には百軒ほどの一般住宅がありました。全て流失してしまいました。それぞれ、被災直後は、避難所、仮設住宅と、長い苦難の日々を送ってまいりました。もう二度と津波に遭いたくない、安心して暮らせる場所に住みたいということが、私たちの共通の願いでありました。親戚や子供たちを頼って気仙沼を離れる人、災害公営住宅に入居する人、防災集団移転地に住宅を建設した人など、それぞれの方々が新しい住まいを求め、全ての被災者の住まいが確保されたのは、ここ一、二年のことでありました。そのほかの復興事業もほぼ見通しが立った時を選び、新しい浸水域は発表されました。幸い、半島部などの高台に移り住んだ人たちや、堅固なマンション方式のビルに住んだ人たちの安全は確保することができましたが、平野部のやや深いところにある集団移転団地の多くが浸水域になってしまいました。いずれも、公的機関によって安全が担保され、建築が認められ、提供された土地であります。なぜ、切実な被災者の願いが、同じ公的機関によって無視されてしまうのか、大変疑問に思います。今日は、これまでの経過を振り返りながら、果たして県の対応は適切であったのか、検証してまいります。

被災者の心情を逆なでするようなことは、幾つかありました。私も昨年十二月、皆さんの住まいが落ち着いたとの認識から、新しい住まいを求め、市内に一軒家を借りることになりました。震災に遭ってから六度目の転居であります。そこを選んだ理由は、建物に津波の痕跡がなかったことによります。県による公表の翌日でしたか、テレビの画面に気仙沼の新しい浸水域の画像が流れました。ちょうど私の住む地域です。周りの建物がバーチャルの大津波に襲われ、満々とした海水に浸っていました。その画面を見

て、まるで海中にいるような錯覚に襲われ、息苦しくなり、慌てて画面を消しました。いまだに心の病で苦しんでいる人たちもいます。こんな津波の渦中にいるような画像は、決して流さないでほしいと思います。県が提供した画像であったようです。どんな意図で作成されたのか、被災者がどんな思いをするのか検討はされなかったのか、専門家の意見はどうであったか、まず伺います。

新しい浸水域に合わせて、今、市町では、避難路や避難所の見直しと選定に取り組んでおります。今回の大津波の前、沿岸各市町では、専門家による監修の下、宮城県沖地震を想定した津波シミュレーションを基にハザードマップを作成し、指定避難所などを明示しました。監修した専門家を講師に迎えた防災講演会では、津波警報があったら、速やかに指定の避難所に逃げるようにとの指導があったそうでありました。今回の大津波により、残念ながら指定避難所で亡くなった人たちが大勢おられると伺いました。そのことを問われた専門家は、ハザードマップのただし書をもっと強調すべきだったと反省の弁を述べておられました。ただし書には、想定浸水域ですので、到達しない場合もあれば、想定を超えて津波が押し寄せることも考えられますとありました。その話を聞いた御遺族の方は、大変深い悲しみと怒りを覚えたそうでありました。知事、一体どこへ逃げればよかったと思いますか、この件に関して所感をお聞かせください。

私は、今後の避難所の在り方などを検討するためには、実際に起こったことの検証が必要と考え、大震災の折、それぞれの市町のハザードマップの存在と、指定避難所の場所と数、そこで助かった人、お亡くなりになった人の人数などの調査データを県に求めました。県は、そのような調査をしていないとのこと、実態は分かりませんでした。県は、県内の被災の状況を調査、把握していないということでもあります。信じがたい話でありました。そのとき、調査の必要性を話した記憶がありますが、今回もデータはないのお話でした。知事、後世のために、あのとき何があったか調査、検証することは、最大の被災県の責務でもあると考えますが、今後の対応と併せて知事の考えを伺います。

同じときに監修を進めた専門家の所属する大学の研究室に、同様の資料を求めましたが、やはり存在しないようでありました。集団移転団地の話をしました。このことについても、新しく浸水域に入ることになった団地の数、住宅の戸数を求めましたが、当初は、当局に公開できないと言われました。何度か交渉した結果、防災集団移転団地は、

県下で百九十五か所あり、そのうち、七十か所が該当することが分かりました。しかし、戸数については、いまだ詳細不明とのことでありました。今、判明しているなら、お知らせください。

浸水区域の設定は、県の役割です。このことが、地域、特に被災地にどんな影響を与えるかを考えることは、当たり前のことです。影響を考える基礎データがないということ、浸水域の公表に当たっては、被災地、被災者にどのような影響を与えるか協議されなかったことが分かります。被災者に対する配慮が、全くなされなかったということが証明されました。知事は、被災者に寄り添ってということを頻繁にお話しされますが、こうした状況をどう考えますか、お聞かせください。なぜ、こんなことが起きたのでしょうか。

県は平成二十三年十月に、復興事業について、ハード事業は、今次津波の痕跡を基準にすること、避難計画や浸水想定などのソフト事業の基準は、最悪の状況を加味した基準で行う方針を定め、市町に周知しました。防災集団移転団地の事業は、ハード事業になります。干潮時の今次津波の痕跡に従えば、満潮時の想定をすれば、当然、浸水域が拡大して、浸水域の中に建物が存在することは、すぐに分かることであります。言わば、今次津波の検証がしつかりしていれば、想定外の恐ろしさは十分認識できたはずであります。少なくとも、津波で家をなくされた方々が、安心を求める集団移転の場所は、今回、明らかになった浸水域の外に設けるべきでありました。なぜ、当初に設定されなかったのか伺います。

津波対策は、ハードとソフトが総合的に調整されて、適切なまちづくりができると思います。事業をハードとソフトに分断し、縦割りで物事を進めたために、今回の事態は起こりました。これだけ公的機関が安全を担保して建設された多くの新しい建物が、浸水域の中に含まれたということは、極めて不適切な対応であったと考えます。該当する方々には、深甚なる謝罪が必要です。その上で、避難計画の理解を求めるべきと考えますが、知事の考えをお示しください。

それにしても、命を守るためにと知事が力説して建設された防潮堤は、バーチャルな津波では一瞬にして崩壊してしまいました。危機意識を高めることは必要ですが、切迫性のない、あまり現実性のない設定と説明は、分かりにくくて信頼性に欠けます。百

ページにも及ぶガイドラインをもっと簡潔にできないのか、もっと冷静な表現が必要だと考えますが、いかがですか。お伺いして、次の質問に移ります。

多様な学び、居場所の確保について伺います。

平成二十八年、全国的に増え続ける不登校の児童生徒の支援のため、国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律を制定しました。この法律、いわゆる教育機会確保法は、それぞれの子供に合った教育を受ける機会を確保するために、国や自治体が、子供や保護者を支援することが定められています。多様な学び、居場所が求められるようになりました。しかし、これまで宮城県では、様々な政策が講じられてきたにもかかわらず、ここ一、二年の間にも不登校児童生徒の人数は増え続ける一方であります。宮城県においては、昨年まで、法律の趣旨が反映された施策を容易に見い出すことができませんでした。その結果、県内で学校に行けない児童生徒の人数が増え続け、全国で上位を占めるようになりました。四年ほど前、民間で不登校の子供たちの学習支援を行っているフリースクール、フリースペースの現地視察、関係者との話合いから実情を理解するに至りました。三年前、会派有志で教育機会確保法の調査チームを結成、関係者との協議、調査研究を行い、県教育委員会に対して様々な提案を行ってまいりました。本年二月議会では、みやぎ子ども・子育て県民条例の改正に取り組み、多様な学びを明記しました。本年度、条例に基づく基本計画、ガイドラインの見直しが行われております。原案が示され、パブリックコメントも行われました。進捗状況と制定の時期、検討されている主な施策、方針について、概要をお示しください。

私たちは、具体的な政策として、民間施設との連携事業の一つとして、公設民営による施設運営も提案してまいりました。多賀城市教育委員会では、平成二十九年から市が運営していた、たがじょう子どもの心のケアハウスが、本年四月から民間委託により運営されています。官民連携による公設民営での施設運営は県内初めてであり、地方自治体では、全国でもまれなケースであります。ちなみに、令和元年十月の文部科学省通知、「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、関係機関、民間施設との連携などを充実させるため、従来、不登校児童生徒の支援を行ってきた、子どもの心のケアハウスを、教育センターとして設置することを自治体に求めています。先頃、多賀城市教育委員会の方々より、現状の取組について御説明をいただきました。令和三年までの

五年間の運営で、不登校の児童生徒に関する知識とノウハウの必要性を認識したそうでもあります。更に、多様な体験の機会の提供、支援の多様化、切れ目のない支援の継続などの課題解決のため、また、教育委員会業務の効率化を図るために、民間委託の運営を決定したそうであります。財源は、多賀城市の一般財源と、宮城県のみやぎ子どもの心ケアハウス運営支援事業を活用し、全額公費で運営されています。委託先は、東日本大震災の後、子供たちの学習支援など様々な支援事業を実施してまいりました、仙台市のNPO法人であります。事業を開始してから、まだ八か月しか経過していませんが、成果としては、多様な体験活動の充実が実現、専門性の向上、支援に必要な社会資源の増、職員の業務効率化が進んだそうであります。また、課題としては、学習支援の充実、どのように子供たちの評価につなげるか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携、教育支援センターとしての機能をどのように持たせるか、継続的な財源確保などが挙げられておりました。公設民営、民間委託の現状について、知事と教育長の見解をお示しく下さい。併せて、成果、課題について、現段階での教育長の見解をお示しく下さい。

市町村のケアハウスの運営経費は、県と市町村の財政負担で行われていますが、県からの財政支援は、令和五年度までしか示されていません。学校以外の居場所は、これから必要であり、財政支援は継続すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

多賀城市の事例は、民間の運営であっても、利用する子供たち、保護者の経済的負担はありません。他の自治体においては、本来無償であるべき義務教育段階にいる児童生徒が、学校以外の民間施設などを利用すると、経済負担を余儀なくされているのが現状です。行政として、適切な対応が求められています。子供の学ぶ権利が損なわれているとの指摘もあります。教育長の見解をお示しく下さい。また、民間施設を利用する子供たちの経済負担を軽減するためにも、民間委託の形態を県内に広く採用すべきと考えますが、対応について伺います。

県はこれまで、不登校対策として、カウンセラー等による相談体制の強化を政策の中心に置いてまいりましたが、状況が改善しない一つの要因と考えます。多様な学びへの認識、相談体制が義務化され、対応が硬直化しているように思われます。検証して見直すべきと考えますが、いかがですか。

多賀城市教育委員会は、施設の運営と多様な学びについて、学校復帰だけが目的ではないと、明確に表明されました。調査メンバーの間では、全国的にも極めて先駆的な取組であり、経済的負担の解消とともに高く評価しておりました。深谷多賀城市長には、村井知事に勝るとも劣らぬ先見の明があるようであります。宮城県では、教職員や相談員の間で、いまだ法律の趣旨の認識が十分共有されていないという調査結果もあるようです。人員の削減も含め、民間施設と連携した相談体制の見直しや、適切な研修が必要と思われませんが、対応について伺います。

学校へ行けない子供たちが安心して過ごせる居場所の確保は、喫緊の課題と考えますが、いかがですか。既存の民間施設を教育支援センターの分室や支所として運営することも可能かと考えますが、対応について伺い、この項の質問を終わります。

宮城県産米の販売促進について伺います。

一昨年の秋頃から、宮城県内でも新型コロナウイルスの感染が拡大し、大きな社会問題となりました。当初は、外出や会合の自粛・規制があり、多くの飲食店が営業自粛となりました。通常であると、議会開会中などで仙台に宿泊している私たち地方議員は、一日三食が外食になります。営業自粛が続いた当時は、食事のほとんどをコンビニで買い求めることになりました。そこで、あることに気がつきました。せつかなので、宮城県産のお米や食材を使ったおにぎり、お弁当と思いましたが、近所のコンビニでは見つけることができませんでした。そのときは、売り切れかと思いましたが、気になって折に触れ、数件のコンビニや量販店の調査を行いました。やはり見つけることができませんでした。大半のおにぎりは、国産米の表示で販売されており、県名と銘柄の表示があり販売されていたのは、山形県や北海道などの他県産ばかりでありました。調査をしてみますと、日本には、都道府県ごとに気候風土に合わせて生産されている食用のブランド米、いわゆる御当地米は、全部で三百種類ほどあるそうです。山形県は、コンビニや量販店と包括協定を結び、山形県産「つや姫」を全国展開しているようであります。また、あるコンビニは、三百種類の中から六銘柄を選定し、それぞれの県と包括協定を結び、「日本お米めぐり」の規格で全国展開しております。選定された銘柄は、北海道産「ふっくりんこ」、ゆめぴりか」、山形県産「雪若丸」、富山県産「富富富」、石川県産「ひやくまん穀」、福井県産「いちほまれ」で、残念ながら宮城県は該当しておりませ

ん。やはり、宮城県と包括協定を結んでいるセブンイレブンでは、今年三月二十二日から三週間にわたって、宮城県産寒流のりおむすびの、曲がりねぎ味噌と、寒流のり佃煮の二種類のおにぎりを販売しました。お米の産地を尋ねましたところ、宮城県産米ではありませんでした。産地不明であります。セブンイレブンでは、宮城県制百五十周年を記念して、十一月一日から、宮城ゆかりの食材を使った七つの食品が販売されています。その中で、お米を使った食品が二種類あります。一つが、炭火焼牛たんおむすび、もう一つが、ミニ釜揚げしらす丼です。残念ながら、お米は宮城県産ではありませんでした。せっかくの宮城県制百五十周年の企画に水を差すようで申し訳ありませんが、もう少し細かな配慮があつてしかるべきと思います。今日は、一枚のパネルを用意いたしました。お手元に資料があると思います。（パネルを示す）今年のお盆に気仙沼市内で配布された、あるおすし屋さんのチラシであります。御覧のように、お米は山形県産の雪若丸でした。山形県の徹底した販売戦略に恐れ入りました。宮城県もサンドイッチマンが出演するコマースヤルが、東京をはじめ関東方面では好調のようです。様々な販売促進に取り組んでおられる関係者の皆様には感謝申し上げますが、県はもつと多様な販売促進に積極的かつ柔軟に取り組むべきと考えますが、現状の認識と今後の取組について伺います。

宮城県産米は、コンビニでは販売されていませんでしたが、今年七月に、県庁から車で五、六分のところに、登米産の環境保全米ササニシキだけを使用したおむすび・お弁当屋さんの「おむすび屋べにすずめ」が開店しました。私も買い求めましたが、とても食感の良い、大変おいしいおむすびとお弁当で、お客様には好評のようでした。登米総合産業高校農業科では、お米を使った商品開発の授業の講師に、おむすび屋べにすずめの経営者をお招きし、開発した商品を、お店で販売する予定と伺いました。宮城県産米の特徴を生かしたこのようなお店を、広く県内で展開できるように県に求める今回の質問を考えていた矢先、石巻産のホヤと県産米ひとめぼれを使った「ほや酔明おにぎり」が、十二月一日から仙台駅構内のコンビニで販売とのニュースを見ました。とてもうれしくなる企画ではありませんか。宮城県産米の販売促進の幅がどんどん広がっています。次年度に向けた具体的な支援策について伺います。きめ細かく積極的な対応を求めて、この項の質問を終わります。

最後に、洋上投票について伺います。

私は長年にわたり、長期間の洋上生活のため、選挙における投票の機会に恵まれな
い船員の洋上からの投票の実現に取り組んでまいりました。その結果、平成十二年の衆
議院議員総選挙から、船員の洋上におけるシークレットファクスによる投票制度が導入
されました。しかし、この制度では、船員たちには身近な地方議員や首長の選挙は該当
せず、また、手続の煩雑さに加え、公示期間中に洋上にいると洋上投票の手続ができな
いなど、多くの課題を抱えています。その結果、船員の数が激減したこともあって、投
票する船員の数は極めて少なくなっているのが現状です。また、最近の技術革新により、
海上の通信環境もブロードバンド化が図られ、遠洋漁業の船舶上においても、通信衛星
を利用してインターネットを使用できる環境が整ってきています。ファクシミリを設置
しない船舶も増えてきており、洋上投票そのものが行えない状況となっております。こ
のような船舶からの洋上投票を行うようにするためには、電子メールによる投票やイン
ターネット投票などが考えられますが、総務省においても、平成三十年八月の「投票環
境の向上方策等に関する研究会報告書」の中で、在外邦人を対象にしたインターネット
投票の導入について議論され、実証実験も行われたと伺っております。更に、諸外国で
は、インターネット等による利便性の高い投票方法により行われている事例もあります。
日本においても、こうした通信技術の急速な発展を踏まえた抜本的な選挙制度の改革が
必要であり、早期の実現を求めるものであります。国の所管であります。洋上投票は、
地方からの発信、宮城からの発信で実現しました。国による在外邦人を対象としたイン
ターネット投票の実証実験を含めた検討状況について、知事に伺います。また、国の検
討状況を踏まえ、県としても、国に対して積極的に働きかけるべきと考えますが、対応
について伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 畠山和純議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ござい
ました。

まず、大綱一点目、津波対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、想定を超える津波もある点を強調すべきだったとの専門家の見解についてのお尋ねにお答えいたします。

東日本大震災において、避難先の指定避難所が津波により浸水し、亡くなられた方がいらつしやつたことにつきましては、大変痛ましいことと思っております。市町においては、県の津波浸水想定などを参考としながら、地域の実情に配慮して指定避難所を定めておりますが、その際の津波の想定は、過去に実際に発生した津波や、専門家による科学的知見に基づく今後の予想などを前提としたシミュレーションであるため、実際には、前提となる地震の規模などにより、発生する津波の大きさも異なってくるものと考えております。県といたしましては、引き続き専門家の意見を伺いながら、想定を超える事象も起こり得ることを常に念頭に置き、沿岸市町と連携し、県民の皆様の命を最優先とした津波防災対策の構築に努めてまいります。

次に、防災集団移転団地などが、今回の津波浸水想定において、浸水域に含まれたことについての御質問にお答えいたします。

津波浸水想定 of 検討においては、シミュレーションに用いる地形データや、最大クラスの地震断層モデルが必要となります。しかしながら、震災直後においては、復旧や復興まちづくり事業の計画が定まっていなかったため、地形データが入手できなかったこと、また、地震断層モデルについては、日本海溝沿いなどの新たな巨大地震断層モデルの検討が、平成二十七年一月から国において開始され、その結果を待つ必要があったことから、検討に着手できなかったものであります。その後、復興まちづくり等の計画がおおむね定まったことや、令和二年四月に、日本海溝及び千島海溝沿いにおける巨大地震モデルが国から発表されたことを受け、同年七月より本格的に検討を進め、今年五月の公表に至ったものでございます。こうした経緯を踏まえ、何としても人命を守るという思いから公表したものであります。復旧や復興まちづくりがおおむね完了した時期と重なり、新たに整備された地区の一部が浸水区域に含まれるなど、県民の皆様に混乱を招く結果となりましたことは、大変申し訳ないと考えております。県といたしましては、引き続き、沿岸市町と連携し、県民の皆様に丁寧に説明をしながら、確実な避難につながるよう津波防災対策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、多様な学び、居場所の確保についての御質問のうち、子どもの

心のケアハウスに関し、公設民営による運営についてのお尋ねにお答えいたします。

学校に登校していない児童生徒については、その要因が多様化、複雑化していることから、市町村に設置されている、みやぎ子どもの心のケアハウスなどの公的な施設やフリースクール等の民間施設などが連携して、支援に当たることが重要であると認識しております。多賀城市における、子どもの心のケアハウスの民間委託は、先進的なものと捉えており、県教育委員会において、こうした取組を市町村教育委員会と共有し、地域の実情に応じてしっかりと進めてもらいたいと考えております。

次に、大綱四点目、洋上投票についての御質問にお答えいたします。

国においては、御指摘のありましたとおり、平成三十年八月の「投票環境の向上方策等に関する研究会報告書」において、在外邦人を対象としたインターネット投票の導入に向けて検討を進めることが示されました。これを踏まえ、令和元年度から毎年、実証実験が行われ、解決すべき課題はあるものの、制度の実現に向けて前向きに検討が進められている状況にあると認識しております。また、先月取りまとめられた都道府県選挙管理委員会連合会による国への要望事項においても、インターネット投票の実現について盛り込まれたところがあります。県といたしましても、洋上投票を含めたインターネット投票が実現すれば、投票環境の抜本的な改善につながることから、引き続き、県選挙管理委員会を通じて積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 復興・危機管理部長佐藤達也君。

〔復興・危機管理部長 佐藤達也君登壇〕

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） 大綱一点目、津波対策についての御質問のうち、今後の指定避難所の在り方などの検討には、震災時に起こったことの調査と検証が必要とのお尋ねにお答えいたします。

今後の災害に備え、防災、減災を進めるためには、過去の災害の調査、検証が重要であると認識しており、県では、東日本大震災発災時の様々な場面における、初動対応や活動状況等に関する課題等を取りまとめました。特に、津波対策に関しては、過去の災害における教訓や、東日本大震災で新たに明らかになった課題等を踏まえ、学識経験者、沿岸市町、防災関係機関、県等で構成される津波対策連絡協議会において、

沿岸市町の津波避難計画策定の指針となる、津波対策ガイドラインを平成二十五年度に大幅に改正しました。また、今年五月の津波浸水想定で、浸水エリアが拡大したことから、指定避難所や指定緊急避難場所の見直しが必要となったため、連絡協議会において、避難場所の安全性の考え方を整理するなど、ガイドラインの見直しを行ったところでございます。県といたしましては、引き続き、沿岸市町担当者会議等により、地域の実情や課題等の把握に努めながら、市町におけるハザードマップや避難計画の策定を支援してまいります。

次に、津波対策ガイドラインは、現実味が乏しく、信頼性に欠ける設定に基づくものであり、簡素化と表現の工夫が必要との御質問にお答えいたします。

平成十五年に策定した津波対策ガイドラインは、避難対象地域の指定や避難路の設定、避難方法などを規定しており、沿岸市町の津波避難計画策定の指針となるものでございます。これまで、法改正や大規模な災害などを契機として、必要に応じ改正を重ね、特に、津波避難計画の作成主体である沿岸十五市町の意見や、専門家の知見を取り入れてまいりました。今年五月の津波浸水想定における最大クラスの津波にも適合しており、現時点において、必要を満たす内容であると考えております。県といたしましては、今後も沿岸市町の意見を伺いながら、ガイドラインの精度を高め、市町の津波防災対策に資するよう努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱二点目、多様な学び、居場所の確保についての御質問のうち、みやぎ子ども・子育て幸福計画改正についてのお尋ねにお答えいたします。

今年三月、議員提案により、学校に登校していない子供たちの教育機会の確保を趣旨として、みやぎ子ども・子育て県民条例が改正されたことを受け、現在、条例に基づく計画である、みやぎ子ども・子育て幸福計画の見直しを進めております。具体的な内容といたしましては、主な課題に「教育機会の確保」を明記の上、推進する施策として、学校に登校していない子供への多様な学びの場の提供と、その保護者も含めた支援の充実や県民の理解を深めるための広報などを追加いたしました。十月には中間案として公

表し、パブリックコメントを実施したところです。今後は、審議会等での御意見を踏まえ、来年三月に改正し、公表する予定としております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 農政部長宮川耕一君。

〔農政部長 宮川耕一君登壇〕

○農政部長（宮川耕一君） 大綱三点目、宮城県産米の販売促進についての御質問のうち、現状認識と今後の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

県産米の販売促進に当たっては、宮城米マーケティング推進機構やJAグループ等と連携しながら、テレビCMなどのほか、「おいしい宮城米米飯提供店」を指定する取組を行っており、県内外の指定店二百六十六店舗では、店頭やメニューなどに産地等の表示がされております。一方、コンビニエンスストア等のおにぎりについては、我が県のひとめぼれも多く使用されているものの、その多くは銘柄が表示されておりません。だて正夢や金のいぶきについては、一部のコンビニエンスストアのおにぎりに使用され、銘柄を表示して販売されるケースも増えてきており、今後、こうした取組を更に展開していくことが重要と認識しております。県といたしましては、関係機関と連携しながら、食味や機能性に優れただて正夢や金のいぶきのほか、みやぎの環境保全米など、他県の銘柄米にはない特徴を積極的にPRすることで、訴求力を高め、コンビニエンスストアなどに評価されるよう努めてまいります。

次に、県内での県産米販売促進の今後の方向性についての御質問にお答えいたします。

県内の飲食店やおにぎり等の販売店において、地域の食材を使用した食事や商品が提供されることは、県内の豊富な食材を知ってもらうよい機会になるとともに、地域産業の振興にも寄与するものと認識しております。このため、宮城米マーケティング推進機構では、県産米を使用する「おいしい宮城米米飯提供店」に店頭表示用のプレートを交付し、同機構のホームページで店舗を紹介しているほか、ポスター、のぼり等の配布、提供店の利用促進キャンペーン実施などの支援を行っております。また、県では、みやぎ米新規需要創出支援事業により、米卸売業者等と生産者が連携して行う販売促進活動を個別に支援するなど、特色ある県産米の販売を推進しております。県といたしまして

は、今後ともこうした取組を通じて、県産米を提供する事業者等の支援に取り組むとともに、JAグループ等関係者としてしっかり連携しながら、積極的に県産米の販売促進に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱一点目、津波対策についての御質問のうち、新たな津波浸水想定における、浸水域の画像を作成した意図などや、専門家の意見についてのお尋ねにお答えいたします。

今年五月に公表した津波浸水想定につきましては、浸水する最大の範囲及び最大の水深を示した宮城県津波浸水想定図のほか、参考資料として、解説書や住民向けQ&A及び津波CGアニメーションを公表しております。このうち、津波CGアニメーションは、地図上に時間の経過に伴う浸水の範囲や浸水深を色の変化で表したものであり、津波が繰り返し来襲することや、どの方向から押し寄せるかなどを視覚的に分かりやすく示すことにより、津波からの確実な避難に役立てていただくことを目的とし、有識者の意見を踏まえて作成したものであり、被災した方々の心情に十分配慮したものと考えております。県といたしましては、何としても人命を守るため、引き続き、あらゆる機会を通じて、津波浸水想定のお考え方などについて、県民の皆様にご説明してまいります。なお、議員御指摘のテレビで放映された浸水域の画像につきましては、県が提供したものではありませんので、御理解願います。

次に、新たに浸水域に含まれることとなった、防災集団移転団地の住宅の戸数についての御質問にお答えいたします。

新たな浸水域区域図の作成に当たっては、沿岸市町と連携し、復興まちづくりへの影響を確認しながら進めてきたところであり、浸水域に含まれる防災集団移転団地は、百九十五か所のうち七十か所となっております。今回の確認作業は、新たな浸水域区域図と沿岸市町のまちづくり計画図を重ね合わせて行ったものであり、団地ごとの浸水範囲と割合は把握しておりますが、具体的な戸数の状況は確認できておりません。

次に、津波浸水想定の設定や公表に関する関係機関との事前協議についての御質問

にお答えいたします。

津波浸水想定の設定については、沿岸市町が取り組んでいる復興まちづくりへの影響が想定されることから、平成三十年十一月より沿岸市町と協議を開始し、検討を進めることに御理解いただいた上で、必要なデータなどの収集に着手しております。その後、令和二年四月に、内閣府から新たな地震断層モデルが公表されたことを受け、同年七月から、有識者で構成される宮城県津波浸水想定の設定に関する検討会において本格的に検討を開始するとともに、沿岸市町のまちづくり担当者や防災担当者で構成される津波防災担当者会議において、検討会での内容などについて、その都度、情報共有しながら進めてまいりました。更に、津波浸水想定公表に当たっては、事前に沿岸市町へ個別に訪問し、公表内容や住民説明用の資料、公表スケジュールなどについて丁寧な説明を行い、了承を得た上で、今年五月に公表したものであります。県といたしましては、引き続き、沿岸市町と緊密に連携しながら、津波防災対策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、ハード事業とソフト事業の基準の設定などについての御質問にお答えいたします。

国では、被災地域における復興まちづくり計画の策定を支援するため、平成二十三年七月に、津波シミュレーションの手引を策定し、まちづくりの基本となる最大クラスレベル2津波のシミュレーションに係る潮位条件を、朔望平均満潮位に設定しております。しかしながら、この手引に基づき津波シミュレーションを実施した場合、今次津波の被害を大きく上回る結果となり、居住可能地区の設定など、復興まちづくりの計画の検討が困難な地域が生じることとなりました。このため、県では、国や有識者と協議を行い、ハード事業となる土地利用計画については今次津波発災時の潮位を、ソフト事業となる避難計画については朔望平均満潮位を、それぞれ条件として設定し、復興まちづくりを進めていく方針を、平成二十三年十月に市町に示したものです。この方針を踏まえ、各市町において、それぞれの実情に合わせて津波シミュレーションを行い、復興まちづくり計画を策定したものであり、県といたしましては、このような進め方については、早期に復興事業を行う上で必要であったと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱二点目、多様な学び、居場所の確保についての御質問のうち、ガイドライン策定の進捗状況等についてのお尋ねにお答えいたします。

県教育委員会では、教育機会確保法に基づき、学校、市町村教育委員会、教育支援センター等の公的機関、フリースクール等民間施設の相互理解に基づく連携を促進し、児童生徒やその保護者を中心に据えた支援体制の構築に資するための、「学校以外の場で学ぶ児童生徒を支援するための連携に関するガイドライン」の策定に取り組んでおります。これまで、有識者を含む様々なお立場の皆様を構成員とする検討会を三回開催し、多面的に御検討いただくとともに、検討会以外にも、県内全ての市町村教育委員会や教育支援センター、校長会地区代表、フリースクール等民間施設、県PTA連合会等の皆様から広く御意見を頂戴し、内容等に反映させてまいりました。公表時期につきましては、今年度内を予定しており、今後、市町村教育委員会を通じて各学校へ周知してまいります。

次に、多賀城市が運営する子どもの心のケアハウスの現況や成果、課題の認識についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、六月と十一月に、たがじょう子どもの心のケアハウスを訪問し、民間委託団体から直接、事業状況や成果と課題等について伺っております。民間団体の他地域における実践経験を生かした職場体験や、子供たち自身が主体的に企画・運営し、地域を巻き込んだイベント、行事などの体験活動は、学校に登校していない児童生徒の社会的な自立へとつながっていくものと捉えております。一方、個に応じた支援や通所状況による評価の在り方などについては、市教育委員会、学校及び民間団体において、更に議論を深めていく必要があると認識しております。

次に、子どもの心のケアハウスへの財政支援についての御質問にお答えいたします。みやぎ子どもの心のケアハウスについては、社会的自立を目的とし、相談活動や心のケア、学習支援を行うなど、学校へ登校していない児童生徒一人一人の状況に応じた多様な支援を行っており、重要な役割を担っていると認識しております。県教育委員会としましては、今後も市町村教育委員会と連携して、子供たちや保護者を支援してい

るよう、財政支援につきましても継続する方向で検討してまいります。

次に、民間施設利用における経済的負担等についての御質問にお答えいたします。

登校していない児童生徒が民間施設等を利用する際の経済的負担が大きいという保護者の声を伺っており、県としても課題であると捉え、このような児童生徒の活動費や通学費等の支援について、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ働きかけているところです。また、県教育委員会としましては、公的な仕組みの中で民間の力を活用できるように、みやぎ子どもの心のケアハウスの機能を民間団体に委託可能としたほか、ケアハウスからフリースクール等に専門職員を配置可能としているところであり、保護者の経済的負担軽減にもつながると考えております。今後も、心のケアハウスを民間委託している多賀城市や、フリースクールに職員を配置している気仙沼市、大崎市の取組について、市町村教育委員会やフリースクール等民間施設関係者と情報を共有し、公的機関と民間施設等との連携を促してまいります。

次に、スクールカウンセラーによる相談体制を中心とした不登校児童生徒に係る施策の検証と見直しについての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、震災後、児童生徒が抱える課題の解決や心のケアが図られるよう、県内全ての公立小中学校にスクールカウンセラーを派遣、配置してきております。

一方、学校に登校していない児童生徒に対する支援については、相談体制の充実をはじめ、全ての児童生徒にとって魅力ある、行きたくなる学校づくりや、学校内の学び支援教室などの別室の活用促進、学校以外の学びの場となる、みやぎ子どもの心のケアハウスの機能の強化や民間施設との連携、訪問指導員の配置など、どこにいても誰かとつながっていることができる取組を推進しております。今後も、それぞれの施策における効果を検証しながら、更なる充実に向けて検討してまいります。

次に、適切な研修の実施や、民間施設と連携した相談体制の見直しについての御質問にお答えいたします。

教育機会確保法につきましては、法の趣旨等をまとめたリーフレットや各種研修会等で周知しておりますが、なお一層、教職員や相談員の理解を深めていく必要があると認識しております。県教育委員会としましては、学校に登校していない児童生徒の支援ネットワークを教育事務所に設置し、保護者を含めた支援者を対象に、今年度からフリ

―スクール等民間施設等と連携し、相談及び情報交換会を実施しております。今後も、教育機会確保法の趣旨を踏まえた児童生徒の状況に応じた支援につながるよう、今年度策定する「学校以外の場で学ぶ児童生徒を支援するための連携に関するガイドライン」などにより、民間施設と連携促進を図りながら、研修会及び相談体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 五十七番畠山和純君。

○五十七番（畠山和純君） 津波対策について伺います。検証の必要性について、復興・危機管理部長からいろいろ話がありましたが、やはり資料がなければ検証できないと思うんです。質問で触れたんですけれども、震災時における避難所の存在、ハザードマップ、どのぐらい沿岸にあつて、どういうところに避難所があつて、そこで助かった人も大勢いるわけですから、そういった調査をどうしてやらないのですか。

○議長（菊地恵一君） 復興・危機管理部長佐藤達也君。

○復興・危機管理部長（佐藤達也君） 震災直後の状況につきまして、我が県では、震災後一年間の災害対応の記録とその検証ということでもまとめております。その中で、初動体制でありますとか、当時の活動状況、そして、応急復旧対策、最後にそれらの教訓についてまとめております。避難所等の詳細につきましても調査等をしていると思いますが、議員御指摘の当時、そちらで亡くなられた方、そこで助かった方など、そういうところは分からない、不明ということでございます。

○議長（菊地恵一君） 五十七番畠山和純君。

○五十七番（畠山和純君） 各市町村はみんな情報を持っているんです。何とか中学校には何人の方がいたとか、何とか小学校には何人の方がいたとか、何でそれを集めることできないんですか。県全体としてのものが、どうしても私は必要になると思います。後で精査した上で、委員会で詳しく聞きますけれども、どうも専門家の先生方は、地層がどうであるとか、一元的にしか物を見ていないのではないかという思いがしてしようがない。津波対策というのは、防災や避難、まちづくりまでを含めて総合的につくらなければいけないと思うんです。そういった視点物が物すごく足りない。先ほど知事からもありましたように、想定される津波があるかないか分からない中で、津波のリスクと一

緒に生きなくちゃならないんです。専門家の先生が言うように、想定外の津波が起きる可能性が有りますということを講演会で強調したとしても、あの時点で皆さんがどこへ逃げればよかったのか分からなかったじゃないですか。同じようなことが、このガイドラインの留意事項にもあるんですが、これよりもっと大きな津波が発生する可能性はないというものではありませんと、これを見て住民の人はどう理解しますか、被害を想定したものではありませんと書いています。それでも、命を守るために逃げなさいとしている。明治三陸地震津波の後に宮古では、「此処より下に家を建てるな」という教訓が残され、その後、その地区の人たちは津波に遭うことはありませんでした。宮城県でも昭和に津波に遭ったところは、みんな高台に逃げたんです。それで、今回の津波では一軒も被害に遭っていないんです。そういう教訓があるにもかかわらず、今回の津波で家を流された人たちが再建した住居が、新たに浸水域に入るっていうこと、こんなことはあり得ないですよ。そのことをもっと真剣にというか、県の行政の在り方っていうのか、専門性の高い話については我々も言う立場にありませんから、これ以上は言いませんけれども、被災された方、大勢の犠牲があつて、御遺族の方たちは、ずっとつらい思いをされているんです。それに輪をかけるような今回のやり方はおかしいですよ。知事、いかがですか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 畠山議員は、被災者のお一人でありますので、津波の被害を直接受けていない者とはまた違う視点で物が見えますし、感情も出てくると思います。非常に重い発言だと思っております。ただ、先ほど部長が答弁いたしましたように、今回、専門家の御意見を聞いて、準備をしてきたところ、想定をはるかに超えてしまったということがあります。私は震災直後、それでは駄目だと思つて、建築制限をかけました。畠山議員からは、隣の岩手県では、どんどんいろんな建物ができているのに、宮城県はまだ何もつくれないというような厳しい御意見もその時いただきましたけれども、私は、できれば安全な場所にとつて、そこには建物を建てないよという厳しいことを言ったわけでありませぬ。しかし、どうしても皆さんから、まちづくりができなくなつてしまふので、早く基準を示すよということでありましたので、先ほど部長が答弁したとおり、国と調整をいたしまして、今次津波でつくつた防潮堤が足りないことを前提に

まちづくりを進めましよう、防潮堤の高さはこうやって、宮城県は防潮堤が今までなかった、余裕高を一メートルとしてつくりますということで、平成二十三年十月にお示しをしました。これは、宮城県だけではなく、岩手県も福島県も同じ基準でやっておりますので、宮城県だけがそのような基準にしたわけではなく、岩手県も福島県もその基準でなければ、まちづくりができなかったということでありました。その後、震災から四年がたった平成二十七年に新しい津波浸水想定が出まして、新たに浸水想定にかかったということです。しかも、今回の想定では、一メートル地盤沈下して、満潮時に防潮堤が全部倒れていると、信じられないような厳しい想定になってしまったということです。我々としては、まちづくりがある程度できるまでは、どうなるかということをなかなか示せませんでした、今回、やっとまちづくりができ上がりましたので、それでシミュレーションをしたら、このような結果になったということでございます。まちづくりができ上がったところが、また津波浸水想定にかかってしまうということで、不安に思っておられることは当然でして、我々もこれを公表していいものかどうかというところからいろいろ議論をしたんですけれども、そのときは正しいとされてきたプロセスを踏んできた結果が、こういうことになったということでもあります。まちづくりは、今次津波を前提としたハード整備をして、ソフト対策は、新たな想定に基づいた避難計画にすることでありますので、今回は、そういったシミュレーションに基づいたソフト対策を市町と一緒にやってつくっていきたくて思っております。恐らく、また何かあったときに想定が変わって、違う形になる可能性も十分あると思いますので、その際には、今回のように大学の先生方のアドバイスを聞いて失敗したと言われることのないように、厳しい批判を恐れずに、厳しい想定を早め早めに県民の皆さんにお知らせするという形で、亡くなった命に報いていきたいと思っております。畠山議員の気持ちをしっかりと受け止めながら、今後の対策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 議員からの御質問のうち、先ほどの私の答弁の中で、答弁漏れがございまして、議長の許可をいただきましたので、学校に行けない子供

たちの居場所確保についての御質問にお答えいたします。

学校に登校していない児童生徒への支援については、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、子供たちの居場所と多様な学びの場を確保していくことが重要であると認識しております。また、教育支援センターの機能を持つ、みやぎ子どもの心のケアハウスの分室につきましては、設置者である市町村教育委員会が地域の実情に応じて判断することとなりますが、民間施設を分室にすることは、県の補助制度上、可能としております。県教育委員会としましては、公設民営による運営の成果と課題を市町村教育委員会と共有し、教育支援センターとしての機能強化を図るなど、子供の社会的自立に向けて、市町村教育委員会と共に取り組んでまいります。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。